○国土交通省告示第千百七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき告示で定めた空港事務所又は空港出張所において航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第九十七条第一項及び第二項の規定による飛行計画の通報並びに法第九十八条の規定による通知に関する事務を行う時間を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

空港事務所又は空港出張所の名称	法第97条第1項及び第2項の規定による飛行計画の通報並びに法第98条の規定による通知に関する事務を行う時間
東京空港事務所	24時間
関西空港事務所	24時間

○国土交通省告示第千百八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき告示で定めた航空情報を提供する場所のうち、航空情報を書面又は口頭（無線電話によるものを含む。）により提供する場所を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

提供する場所	所在地
東京空港事務所	東京都大田区　東京国際空港内
関西空港事務所	大阪府泉南郡　関西国際空港内

○防衛省告示第二百三十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和八年九月三日

防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（令和八年防衛省告示第百二十八号）	令和八年五月二十五日から同年九月十日まで	令和八年九月十一日から同年十二月十日まで

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三日

九州地方整備局長　森下　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

臼杵市野津町大字垣河内字宇船一三三二番地内

前　二三・二五～二六・六五　〇・〇一九キロメートル

後　二六・六五～三五・五四　〇・〇一九メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
国務大臣に指定する
同　松本　洋平
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる
特命全権大使　遠藤　和也
願に依り本官を免ずる
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山田　雅秋
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　篠原　優斗
願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上九月一日）
（外務省大臣官房審議官）外務事務官　渡邊　滋
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（厚生労働省政策統括官（情報政策担当））厚生労働事務官　三浦　明
（外務省大臣官房地球規模課題審議官）外務事務官　杉浦　正俊
（財務省大臣官房審議官（主税局担当））財務事務官　大沢　元一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官）厚生労働事務官　安藤　公一
（外務省大臣官房地球規模課題審議官）外務事務官　中村　亮
（経済産業省大臣官房参事官）経済産業事務官　上野　麻子
（こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当））内閣府事務官　源河真規子
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　村上　顯樹
内閣府に出向させる
（内閣官房国家情報局内閣情報分析専門官）同　矢野　幸雄
内閣事務官（内閣官房国家情報局）に降任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　廣瀬　大也
（同）同　小多　章裕
国家安全保障局の併任を解除する
内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に配置換する（各通）
内閣事務官（内閣官房国家情報局内閣情報分析専門官）に採用する　加藤　達也
（厚生労働省政策統括官付参事官（医療情報基盤担当））厚生労働事務官　山本　博之
（外務省経済局経済連携課長）外務事務官　鈴木　雄介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（厚生労働省政策統括官付参事官（医療情報連携担当））厚生労働技官　木下　栄作
（外務省経済局経済連携課長）外務事務官　加藤　淳
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））内閣事務官　小澤　研也
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））同　泉　恒有
（同）同　飯島　秀俊
（同）同　早田　豪
（同）同　殿木　文明
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））同　稲垣　吉博
（同）同　梅村　元史
（同）同　大澤　健
（同）同　大塚　航
（同）同　滝澤　庸子
（同）同　田中　伸彦
（同）同　田畑　伸哉
（同）同　津田　尊弘
（同）同　日野由香里
内閣官房副長官補付の併任を解除する（各通）